

報告第 35 号

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和3年度の熊本県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫